

町からののお知らせ

行政相談のお知らせ

行政相談とは…

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国をはじめとする行政に関する苦情や要望などをお聞きし、行政に反映させるものです。

総務課

☎89-3330

神石高原町では、4名の方が行政相談委員に委嘱され、日々相談をお受けしています。

行政相談委員は次の方々です。(任期は平成19年4月1日～平成21年3月31日)

藤井世威子(油木) 榎村 良幸(福永)
金森 伸行(有木) 重松 文宏(小島)

毎月第1水曜日に行政相談会を行います。
2名の行政相談委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

平成20年度行政相談会開催日は次のとおりです。

相談日		会場
月	日	
4月	2日	役場神石支所
5月	7日	油木コミュニティセンター
6月	4日	役場藤原支所
7月	2日	三和公民館
8月	6日	役場神石支所
9月	3日	油木コミュニティセンター
10月	1日	役場藤原支所
11月	5日	三和公民館
12月	3日	役場神石支所
1月	7日	油木コミュニティセンター
2月	4日	役場藤原支所
3月	4日	三和公民館

※時間はいずれの会場も午前9:30～11:30です。

国民年金定額保険料のお知らせ

平成20年度(4月～3月)の

国民年金定額保険料は、月額14,410円・付加保険料は、月額400円です。

※付加保険料は、第1号・任意加入被保険者の希望により、定額の保険料に上乗せして納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

住民課

☎89-3334

手続きはお早めに! 国民年金保険料の納付は、口座振替がお得です。

◎保険料の前納を口座振替にすると。

現金(納付書)で1年分を前納すると	169,850円	3,070円お得
口座振替で1年分前納すると	169,300円	3,620円お得

※6カ月前納も口座振替がお得です。

◎月々の口座振替も早割にすると。

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割(当月保険料の当月末引落し)にすると、月々50円(平成20年度割引額)の割引となります。

くわしくは、役場住民課・各支所町民課へお問い合わせください。

◇旧姓履歴の申出について

平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、以前の記録が統合されていないことがあります。

まずは記録を確認する必要があります。記録の確認は次の方法で

①総務府中社会保険事務所
受付 月曜日～金曜日
午前8:30～午後5:15
(3月は午後7時まで受付時間延長)
☎(0847) 41-7421

②お電話で
「わんせん特別便専用ダイヤル」
受付 月曜日～金曜日
午前9:00～午後8:00
☎0570-058-555

③インターネットで
インターネットのID・パスワード
方式による年金加入履歴の取得をご利用ください。
[http://www.sia.go.jp/]

※平成9年1月以降にはじめて年金に加入された方は、基礎年金番号制度の導入により、年金記録が一元的に管理されています。

国民健康保険税(普通徴収)の納付月が変わります

平成20年度から、4月・6月の暫定賦課を廃止し、6月を本算定として以降毎月が納付月となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付	1期		2期		3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
変更後			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まります。地域やサロン等に医療制度などの説明に伺いますので、お気軽にご相談ください。 福祉課 ☎89-3335

出前町長室を 開設します

4月8日(火) 三和地区 9:00～11:30 神石地区 13:30～16:00
 4月9日(水) 豊松地区 9:00～11:30 油木地区 13:30～16:00
 お気軽にお越しください。 総務課 ☎ 89-3330

福祉課 ☎89-3335

療養援護金 支給額変更の お知らせ

平成二十年四月一日申請分から、療養援護金の支給金額が現在の月額五千円から月額三千円に減額されます。

○支給対象者

・重度心身障害者医療費受給者証・乳幼児医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証の各受給者証をお持ちの方で、一月月に継続して十五日以上入院された方。

該当の方は、平成二十年三月三十一日までに療養援護金の申請をしてください。

(平成二十年四月申請分から月額三千円となりますが、平成二十年三月までの診療分は、平成二十年四月十四日までに申請のあったものについて平成十九年度分として支給します。)

療養援護金の申請に関するご相談は、役場福祉課保険係又は倉支所町用業課福祉課係までお問い合わせください。

国民健康保険被保険者証(一般)(退職)を平成二十年四月一日に二斉更新します。

有効期間が平成二十年三月三十一日で終了しますので、三月末日までに配達記録郵便でお送りします。

医療機関で受診する時は必ず医療機関窓口にて被保険者証を提示してください。

被保険者の区分	遷居の届の色	新しい届の色
国民健康保険(一般)	緑色	緑色
被保険者証(一般)	薄い茶色	水色
国民健康保険(退職)	薄い茶色	水色

○現在六十五歳以上の国民健康保険被保険者証(退職)の方は平成二十年四月一日からは国民健康保険被保険者証(一般)に変わります。
 ○被保険者証の有効期限は世帯によって異なりますので、ご注意ください。

七十歳から七十四歳の方の医療機関での窓口負担3割について

現在窓口の負担割合が一割の方は平成二十年四月から二割となる予定でしたが、平成二十一年三月末までの一年間は一割に据え置かれる事になりました。

平成二十年四月から使用できる高齢受給者証を被保険者証と一緒に送ります。
 (既に三割負担を頂いている方へ後期高齢者医療制度の対象となる高齢受給者証をお送りいたします。)

保健課 ☎89-3535

新しい介護保険事業所 (地域密着型サービス) が開設されます

平成二十年四月一日から旧安田小学校(安田)二階で小規模多機能型居宅介護事業所が開設されます。小規模多機能型居宅介護とは、「通い」を中心に要介護者等の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを願わじみのスタッフが提供するもので、在宅での生活継続を支援する多機能サービスです。

ただし、この小規模多機能型居宅介護サービスを利用されると、通い・訪問・宿泊サービスが提供されていることから他の事業所のサービスを受けることができません。このため、サービスを受ける際は事業所等とよく相談してから利用してください。

神石支所 産業建設課 ☎87-0152

神石地区山地番 変更登記のお知らせ

神石地区福永の山地番が、平成二十年二月十九日付けで次のとおり変更されました。

○変更地域

神石高原町福永(海合・高地下市・上市・殿敷・中屋・見後・七田・若石・岡・瀬・手・尾)の全ての山地番
 ○変更後
 現在の山地番番が〇〇〇〇〇〇番が訂正されます。